

競技会の参加にあたって

1 競技者登録について

この要項に記載してある競技会に出場する競技者およびチームは、すべて(財)日本水泳連盟の競技者登録・団体登録を完了した者に限る。国体・中学・国民皆泳大会の参加者はその限りでないが、出来るだけ登録を完了することが望ましい。ただし、登録を抹消された者はすべての公式競技会および公認競技会には出場できない。

2 標準記録突破について

- (1) この要項に記載してある標準記録突破者とは、(財)日本水泳連盟またはその加盟団体が主催する公式競技会・公認競技会において設定されている標準記録を突破した者をいう。(リレー競技の第一泳者および1500m自由形の800mにおける正式時間を含む)
ただし各大会において別に定めのあるものについては、この限りではない。
- (2) 公認された記録の1/100秒の位は対象としない。(切り捨てて1/10の位で比較する)

3 競技会の申込み締切日について

この要項中、競技会によっては加盟団体を通じて申込みを行わなければならないことがある。その際の申込み締切日は、加盟団体からの申込み締切日であって各チームまたは個人の申込み締切日ではないので、特に各都道府県内の予選会等終了後の申込み手続きについては十分な注意を要する。

4 棄権者について

出場申込みをした競技者またはチームが棄権する場合は、競泳競技および飛込競技・シンクロ競技については決勝(B決勝を含む)・準決勝もしくは出場資格に制限のある予選、その他の競技種目については予選を含む全競技に対し、棄権料を所属加盟団体およびチームと連帯して支払う義務を負う。ただし、棄権の理由が競技会の期間内にアリーナ内でこうむった負傷による場合はこれを免除する。

棄権1回につき 3,000円 ただし、リレー競技は、5,000円
水球競技は、10,000円
シンクロ競技は、一名一種目3,000円

納金は、大会当日所定の場所へ納めなければならない。

棄権の届け出はできるだけ速やかに、少なくとも予選競技1時間前までに招集所に申し出ること。準決勝・決勝競技はその予選競技種目終了後1時間以内に招集所に申し出ること。

5 不行跡行為等の制裁について

故意に競技の進行を妨げたり、大会の品位を著しく傷つける行為等に対しては、行為者および所属チームを含め制裁を科すことがある。

6 商標の規制について

公式、公認競技会で、すべての競技者、監督、コーチ、および役員(以下「競技者等」という)が、競技会の会場内でつけることのできるロゴマーク、メーカーの商標・商標名については、以下の通り扱う。(違反があった場合は、その大会の出場を停止させることもある。)

すべての競技者は、競技会の競技場内では、大きさ20cm²以内であればメーカーの商標、商標名をつけた水着衣類を着用したり、持ち物などを携行することができる。

メーカーの商標は前項の大きさ以内であれば重複してもよいが、商標名は1カ所のみしか使用できない。ただし、使用される1枚の水着について、最大20cm²のメーカーの商標名は、ウエストより上の位置に1つ、下の位置に1つ許される。これらの商標名は、相互にすぐ近くに隣接して置

いてはならない。ツーピースの水着に関しては、上部に1つのメーカーの商標名が、そして下部に1つが許される。

公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、(財)日本水泳連盟が認めたものは、除外する。その大会に出場する所属チーム名、都道府県名の表示については規制しない。

前項にあげた『水着および衣類、持ち物』についての製造メーカーの商標、商標名、所属チーム名、都道府県名のほかに(財)日本水泳連盟により認可された20cm²以内のスポンサーロゴマークを1個つけることができる。(「競技会において着用、または携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取扱い規定」参照)

7 監督者会議への出席について

監督・コーチは、競技規則、競技会要項を熟知するとともに、競技会前の監督者会議には必ず出席し、決定された指示や連絡事項を競技者に適切に伝達する。

8 自動審判計時装置の使用について

この要項に記載してあるすべての競泳競技会は、全自動審判計時装置を使用する。

9 災害保障について

この要項に記載してある競技会(国体を除く)の参加者の大会期間中における災害保障については、(財)日本水泳連盟の負担において行う。保障の内容は、本連盟と保険会社との契約範囲内に限られる。(国体については、(財)日本体育協会の災害保障規定による)

10 診断書、同意書の提出について

中学生以下の参加者については、保護者の同意書を必要とする。(医師の診断書は不要)

11 IDカードの携帯について

IDカードは、(財)日本水泳連盟競技者登録者の証明となり、カードによる記録認定証の発行、ドーピング検査等に使用されるので、競技会には必ず持参し紛失しないよう注意する。

日本代表水泳選手団編成方針

1. 日本代表水泳選手団は、礼儀と規律を遵守し、活力ある日本水泳界を代表するにふさわしく、かつ参加各国との友好と親善に寄与できる選手・役員をもって編成する。
2. 選手は、日本水泳界の期待に応え得る競技力を持つ者のなかから選考し、入賞および上位入賞を目指すチーム編成とする。

遵守事項

選手・役員は上記の編成方針を自覚し、行動すること。

選手は各自の目標を設定し、決意を新たにして大会に臨むこと。

役員は、チーム内での役割を認識し、指導等に全力を尽くすこと。

開催地関係者に非礼にあたらないようにマナーに気をつける。

国旗掲揚時には、起立・脱帽のうえ国旗に着目し、敬意を表すること。

公式行事、渡航、大会出場に際しては、指定のものを着用すること。

競技者資格規定を遵守すること。